



## 第4章 健康でふれあいのある地域づくり

### 第1 健康づくりの推進

#### 現状と課題

##### (現状)

- 妊娠・出産・育児に不安を抱える妊産婦が増加しています。
- 運動不足や食生活習慣の乱れにより、生活習慣病<sup>※1</sup>は増加しています。
- 死因別死亡率は、がん死亡率が一番高くなっていますが、各種がん検診受診率は低い状況が続いています。
- 高齢化が進み、高齢者世帯や一人暮らし世帯が増え、高齢者自身が健康を維持し生活をしていかなければならない状況です。
- 自殺死亡率は全国の値と比べ、上回っています。
- 成人期以降、定期的な歯科健康診査を受けていないことで、適切な口腔ケアを行えない人が多くなっています。
- 結核のまん延はありませんが、依然として新規の結核患者が発生しています。
- 朝食は摂取していても、栄養バランスのとれた食事になっていない傾向があります。

##### (課題)

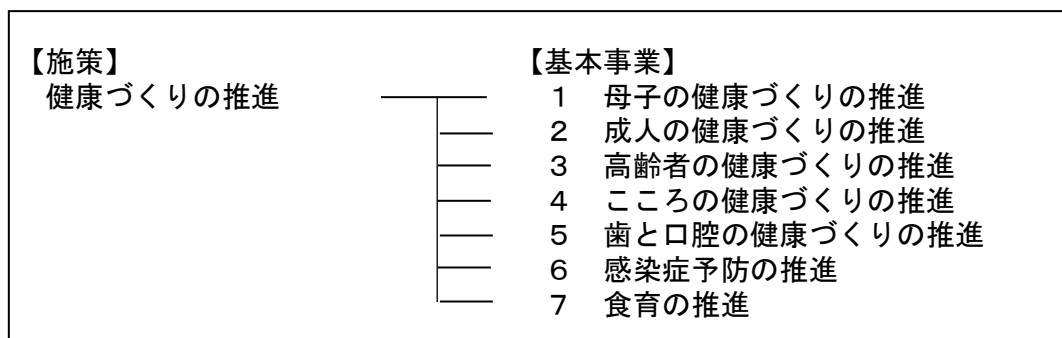
- 安心して出産・育児にのぞめる環境づくりのために、妊娠期から子育て期に至るまで、切れ目のない支援の強化が必要です。
- 心身共に健康な生活を送ることができる人が増えるよう、個々に合った正しい食生活や健康づくりの支援が必要です。
- 早期発見、早期治療を行うため、各種健康診査や各種がん検診の受診率の向上が必要です。
- 要介護状態にならないために高齢者の健康づくりの推進が必要です。
- 自殺の未然防止に取り組むため、こころの健康づくりを推進し、相談体制の充実を図ることが必要です。
- 自分の歯や口腔に関心を持ち、定期的に歯科健康診査や指導を受け、適切な口腔ケアを習慣化する必要があります。
- 感染症の予防には予防接種が有効であることから、予防接種率の向上が必要です。
- 新規の結核患者は結核健診の未受診者から発見されており、健診受診率の向上とともに、市民の意識の向上が必要です。
- 栄養バランスに配慮した朝食の摂取について、日々の食生活で実践できる力を養うため、保護者と子どもそれぞれに対する取り組みが必要です。

#### ※1 生活習慣病

食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その疾患の発症・進行に関与する病気（疾患群）のこと。



### 施策の体系



### 施策の方向

○心身共に健康な人が増えるよう、関係機関と連携しながら、健康づくり事業を推進し、健康寿命の延伸に取り組みます。

#### 【基本事業1】母子の健康づくりの推進 <<SDGs③⑪>>

- 妊産婦や乳幼児期に関する正しい知識のさらなる普及啓発を図り、安心して出産や育児を行えるよう、支援体制の充実を図ります。
- 子どもを望む夫婦に対して、治療費の助成について支援します。
- 各種健康診査や健康相談の受診率をさらに向上させ、疾病等の早期発見と治療に結び付けていきます。

#### 【基本事業2】成人の健康づくりの推進 <<SDGs③⑪>>

- 各種健康診査や各種がん検診の受診率を向上させ、疾病等の早期発見と治療に結び付けていきます。
- 生活習慣病予防の知識の普及を図り、自分に合った健康づくりが実践できるよう、支援体制の充実を図ります。

#### 【基本事業3】高齢者の健康づくりの推進 <<SDGs③⑪>>

- 関係機関等と連携し、健康づくりや介護予防の知識の普及を図ります。
- 後期高齢者健康診査の受診率を向上させ、疾病等の早期発見と治療に結び付けていきます。

#### 【基本事業4】こころの健康づくりの推進 <<SDGs③⑪>>

- 適切な支援につなげるため、ゲートキーパー<sup>※2</sup>を養成し、自殺対策を支える人材育成の強化を図ります。
- 関係機関等と連携し、こころの健康づくりの知識の普及を図ります。
- 相談窓口の周知に努め、こころの健康づくりに関する相談体制の充実を図ります。

※2 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。



**【基本事業5】 歯と口腔の健康づくりの推進 <<SDGs③⑦>>**

○歯科相談や適切な口腔ケアが実践できるよう、専門職の配置や相談機会の確保などの必要な支援体制の充実を図ります。

**【基本事業6】 感染症予防の推進 <<SDGs③⑦>>**

○高い予防接種率を維持するよう、予防接種の知識の普及と積極的な受診勧奨を行います。

○結核についての知識の普及を図り、早期発見のため積極的な受診勧奨を行います。

**【基本事業7】 食育の推進 <<SDGs②③⑦>>**

○食育<sup>※3</sup>の知識の普及啓発を図るとともに、健全な食生活が実践できるよう、ボランティア（食生活改善推進員協議会等）の養成等による支援体制の充実を図ります。

**目標指標**

	指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30) (H29)	目標値 (R6)
施策	①早世割合（65歳未満の死亡割合）	13.4%	10.8% (H29)	9.7%
	②メタボリックシンドローム <sup>※4</sup> 該当者・予備群の割合	26.0%	29.1%	20%
基本事業1	③11週以下での妊娠届出率	91.8%	92.3%	100%
	④3歳児健康診査受診率	97.2%	99.5%	100%
基本事業2	⑤大腸がん検診受診率	23.7%	11.9%	50%
	⑥国保特定健診受診者中の肥満者の割合	31.9%	33.3%	25%以下
基本事業3	⑦高齢者健康づくり事業参加者数	8,870人	7,710人	9,000人以上
	⑧後期高齢者健診受診率	31.48%	36.66%	50%
基本事業4	⑨ゲートキーパー養成数	0人	113人	140人
基本事業5	⑩3歳児歯科健康診査でむし歯のない人の割合	82%	81.6%	100%
	⑪65歳以上で口腔機能の低下がある人の割合	19.4%	17.6%	10%
基本事業6	⑫MR（麻しん風しん混合）予防接種率	1期：100%	1期：88.9%	1期：95%以上
		2期：91.8%	2期：95.1%	2期：95%以上
	⑬結核健診受診率	62.2%	60.8%	80%
基本事業7	⑭朝食に主食とおかず（主菜・副菜）のそろったものを摂取する人の割合（幼児）	73.0% (H24)	57.0% (H29)	85%



### 【目標値の考え方】

- ①早世割合が県より高い現状であることから、H29の県レベルを目指すもの。
- ②該当者・予備群の割合を減少させることを目指すもの（宮古市健康増進計画及び宮古市国民健康保険第2期データヘルス計画の目標値20%）。
- ③妊娠届出率を高めるもの（宮古市健康増進計画の目標値100%）。
- ④受診率を高めるもの（宮古市健康増進計画の目標値100%）。
- ⑤悪性新生物の部位別死亡者数において、大腸がんが最も多いことから、早期発見・早期治療につなげるため、受診率を高めるもの（宮古市健康増進計画の目標値50%）。
- ⑥国保特定健診受診者中の肥満者の割合を減少させることを目指すもの（宮古市健康増進計画の目標値25%以下）。
- ⑦事業参加者の増加を目指すもの。介護予防事業参加者数及び65歳以上の健康相談参加者数。
- ⑧受診率を高めるもの（岩手県後期高齢者医療広域連合第Ⅱ期保健事業実施計画の目標値50%）。
- ⑨自殺対策を支える人材育成の増加を目指すもの（宮古市自殺対策計画の目標値140人）。
- ⑩むし歯ゼロを目指すもの（宮古市健康増進計画および宮古市歯と口腔の健康づくり基本計画の目標値100%）。
- ⑪歯と口腔の健康を保つことにより、生涯にわたって豊かで質の高い生活を目指すもの（宮古市歯と口腔の健康づくり基本計画の目標値10%）。
- ⑫接種率を高めるもの（宮古市健康増進計画の目標値95%以上）。
- ⑬受診率を高く保つことを目指すもの。
- ⑭朝食に主食とおかずのそろったものを摂取する人の割合を高めるもの（宮古市健康増進計画および第3次宮古市食育推進計画の目標値85%）。

### ※3 食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育。

### ※4 メタボリックシンドローム

内臓の周囲に脂肪がたまり、それに加えて高血糖・高血圧・脂質異常のいくつかを併せもつ状態。

### 関連計画

- ①宮古市健康増進計画（第2次いきいき健康宮古21プラン）（H26-R5）
- ②宮古市国民健康保険第2期データヘルス計画（H30-R5）
- ③宮古市自殺対策計画（H31-R5）
- ④宮古市歯と口腔の健康づくり基本計画（H26-R5）
- ⑤第3次宮古市食育推進計画（R1-R5）
- ⑥岩手県後期高齢者医療広域連合第2期保健事業実施計画（H30-R5）



## 第2 医療の充実

### 現状と課題

#### (現状)

- 4か所の国保診療所を運営しています。また、日曜祝日に宮古医師会及び宮古薬剤師会の協力を得て休日急患診療所を運営しています。
- 祝日に診療を行う歯科診療機関がないことから、宮古歯科医師会に祝日歯科診療事業を委託しています。
- 宮古保健医療圏<sup>※1</sup>では、人口10万人対医師数が全国平均258.8人、県平均215.4人に対し123.5人であり、県立病院を含めた医師等の医療従事者が不足しています（「平成30年医師、歯科医師、薬剤師統計」より）。
- 宮古保健医療圏の一部診療科の急性期患者は、盛岡圏域に搬送されています。

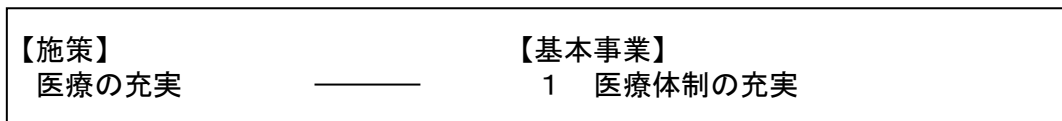
#### (課題)

- 国保診療所については、それぞれの地域において唯一の診療機関であることから、安定的運営の維持が必要です。
- 市民がいつでも必要な医療を受けられる体制づくりが必要です。
- 宮古保健医療圏の地域医療を守るために、県立病院の医師等、市内の医療従事者の確保が必要です。
- 市民が急性期において早期の高度医療を受けられるよう、救急医療体制及び搬送体制の充実が必要です。

※1 宮古保健医療圏

宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村の範囲を指す。

### 施策の体系



### 施策の方向

- 国保診療所等を運営し、市民が安心して医療を受けられる場を確保します。
- 医師等医療従事者確保のための施策の展開に取り組みます。
- 県に地域医療関係施策の拡充を強く働きかけるとともに、関係機関と連携し地域医療の充実に取り組みます。

#### 【基本事業1】医療体制の充実 <<SDGs③⑩>>

- 安定した医療体制を維持するため、国保診療所等を運営します。
- 県立病院を含めた医師及び看護師の確保を目的とした、修学資金貸付・助成制度に取り組みます。



## 第4章 健康でふれあいのある地域づくり

- 県立病院をはじめとする医師及び看護師確保対策の強化や救急医療体制の整備等について、関係機関と連携して県に強く働きかけます。
- 地域の限られた医療資源を活用し、市民が安心してより適切な医療を受けられるようにするため、宮古地域の医療情報連携ネットワークである「みやこサーモンケアネット」を支援します。

### 目標指標

	指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
施策	①地域医療の充実に対する市民満足度	38.7点	42.5点	60.0点
基本事業1	②全直営診療所の年間稼働率	100%	100%	100%

#### 【目標値の考え方】

- ①地域医療の充実に対する市民満足度を高めるもの。
- ②年間稼働率 100%を維持するもの。



第3 医療保険制度等の充実

現状と課題

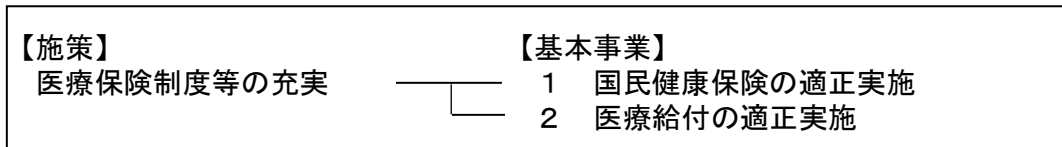
(現状)

- 国民健康保険事業は、加入者の高齢化や医療の高度化、疾病の重症化などにより一人当たりの医療費が年々増加しています。
- 子どもに係る国民健康保険税の均等割は、子育て世帯にとって、大きな負担となっています。
- 医療給付事業は、乳幼児、小中学生、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭、寡婦世帯を対象に行っています。

(課題)

- 医療費の抑制、加入者の経済的負担の軽減のため、国民健康保険の適正な給付、国民健康保険加入者の疾病の早期発見や疾病の重症化予防の取り組みが必要です。
- 子どもを産み育てやすい環境をつくり、人口減少を抑制するため、子育て世帯の経済的負担の軽減が必要です。
- 医療給付事業対象者の経済的負担の軽減のため、医療給付事業の適正な実施が必要です。

施策の体系



施策の方向

- 国民健康保険加入者に対し、医療費や出産育児一時金等の適正な給付を行います。また、疾病の早期発見や重症化予防につながる特定健康診査等の保健事業を実施します。
- 高校生以下の子どもに係る国民健康保険税の均等割額を全額免除します。
- 医療給付事業対象者に対し、適正な給付を行います。

【基本事業1】国民健康保険の適正実施 <<SDGs③>>

- 国民健康保険の給付事業を実施し、加入者の医療費負担等の軽減を図ります。
- 国民健康保険加入者の疾病の早期発見や重症化予防のため、関係機関と連携して特定健康診査等を実施します。
- 高校生以下の子どもに係る国民健康保険税の均等割額を全額免除するとともに、支援制度の創設について、国に強く働きかけます。



**【基本事業2】医療給付の適正実施 <<SDGs③>>**

- 医療給付事業を実施し、対象者の医療費負担の軽減を図ります。
- すべての医療給付事業対象者が対象事業の給付を受けられるよう、受給者証未申請者に対し申請勧奨を行います。

**目標指標**

	指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R 6)
施策	①国民健康保険被保険者一人当たりの医療費の対前年度伸び率	2.0% (363,425円)	3.4% (424,595円)	0% (453,257円)
基本事業1	②特定健康診査受診率	35.2%	39.0%	60%
基本事業2	③事業対象者への受給者証交付率	99.9%	99.6%	100%

**【目標値の考え方】**

- ①宮古市国民健康保険第2期データヘルス計画における、最終年度の目標値を指標とするもの。
- ②宮古市国民健康保険第2期データヘルス計画における、最終年度の目標値を指標とするもの。
- ③医療給付事業の適正実施のため、対象者が漏れなく受給者証の交付を受けることを目指すもの。

**関連計画**

宮古市国民健康保険第2期データヘルス計画





## 第4 地域福祉の充実

### 現状と課題

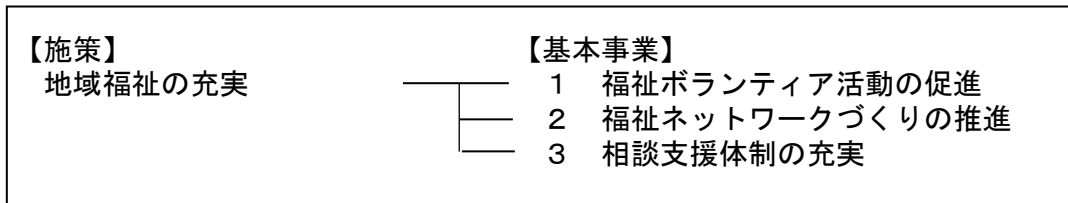
#### (現状)

- 急速に進む少子高齢化社会、核家族化の進行及び社会経済状況の変化に伴い、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化しています。
- 福祉の支援を必要としている人が増えるとともに、虐待やひきこもりといった社会問題が顕著にあらわれるなど、そのニーズは複雑、多様化しています。
- 市民の意識調査では、ボランティア活動などの社会福祉活動への関心の高さが示されています。
- 高齢や障がいなどの理由により災害時に自力で避難することが困難な人に対する避難支援体制の整備が求められています。
- 保健福祉や生活困窮等に関する相談については、市の担当窓口や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどで、相互に連携を図り対応しています。相談内容が複雑・多様化してきていることに伴い、単一相談機関だけでは解決できないケースが増加しています。

#### (課題)

- 子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域や家庭で生活する中で、より良い地域づくりへの取り組みや、近隣とのふれあいや交流を大切にした地域福祉を推進する必要があります。
- ボランティア団体やNPO団体、社会福祉協議会及び行政が有機的に連携し、現在の活動における課題を共有し、活動情報の発信を促進するとともに相互に連携して活動の輪を広げていく必要があります。
- 子どもや高齢者、障がい者などが安心して避難できる支援体制の整備、ひとり暮らしの高齢者や乳幼児のいる家庭など、災害時に何らかの支援が必要となる人の把握とその情報の適正な利用方法の確立など、災害時の支援体制づくりが課題です。
- 身近に、気軽に、総合的に相談できる一定の専門性を備えた体制を整備する必要があります。

### 施策の体系





### 施策の方向

- 福祉サービスを効果的に提供していくため、地域福祉活動の拠点としての市総合福祉センターの機能の維持や関係機関・団体との連携を強化します。
- 福祉に関する地域ボランティアや市民の自主的活動を支援します。
- 生活の中で日常的に起こりうる高齢、障がいをはじめとする様々な福祉課題の解決のため、住民同士のつながりのもと、お互いに助け合うための地域活動を推進します。
- 関係機関と有機的に連携しながら福祉ニーズの把握に努め、効果的かつ総合的な相談体制の整備に取り組みます。
- 市民の福祉意識の高揚を図るため、様々な福祉体験の機会を提供します。

#### 【基本事業1】福祉ボランティア活動の促進 <<SDGs③⑪>>

- 福祉ボランティア活動について情報提供し、市民の福祉ボランティアに対する意識の向上を図ります。
- みやこボランティア連絡協議会と連携し、市民のボランティア活動の促進に取り組みます。

#### 【基本事業2】福祉ネットワークづくりの推進 <<SDGs③⑪>>

- 避難行動要支援者への支援などの地域ぐるみの活動を推進します。
- 生活圏域の地域住民、町内自治組織、福祉関連事業者、学校などのネットワークの構築を図り、地区の状況に応じた包括的な地域支援活動の推進を支援します。

#### 【基本事業3】相談支援体制の充実 <<SDGs①②③⑧⑩⑪>>

- 地域の相談役でもある民生委員児童委員の活動を促進し、相談体制の充実を図ります。
- 市の保健福祉部局の窓口や福祉サービス事業者などが連携し、相談者のニーズに応じた多角的な相談支援体制の整備を図ります。
- 市や社会福祉協議会の広報誌、ホームページ、各種パンフレット等により、保健・医療・福祉に関する情報の周知を図るとともに、福祉サービス事業者にサービス内容の情報発信を働きかけ、利用者にとって分かりやすい情報の提供となる体制の整備を推進します。
- 「くらしネットみやこ相談室」における生活困窮者自立支援事業を通じ、生活困窮に関する包括的な支援体制の充実を図ります。



目標指標

	指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
施策	①必要なときに手助けしてもらえる環境及び住民同士のつながりが広がる場や機会が身近にある環境に対する総合的な市民満足度	41.3点	42.0点	60.0点
基本事業1	②必要なときに手助けしてもらえる環境に対する市民満足度	39.0点	40.3点	60.0点
基本事業2	③住民同士のつながりが広がる場や機会が身近にある環境に対する市民満足度	43.6点	43.7点	60.0点
基本事業3	④地域包括支援及びくらしネットみやこでの総合相談件数	72,647件	60,179件	66,196件

【目標値の考え方】

- ①市民意識調査「福祉・健康」分野のうち、「必要なときに手助けしてもらえる環境」及び「住民同士のつながりが広がる場や機会が身近にある環境」に対する市民満足度を総合的に高めるもの。
- ②必要なときに手助けしてもらえる環境に対する市民満足度を高めるもの。
- ③住民同士のつながりが広がる場や機会が身近にある環境に対する市民満足度を高めるもの。
- ④地域包括支援及びくらしネットみやこにおける総合相談体制を充実させるもの（H30年度現状値の10%増）。



## 第5 高齢者福祉の充実

### 現状と課題

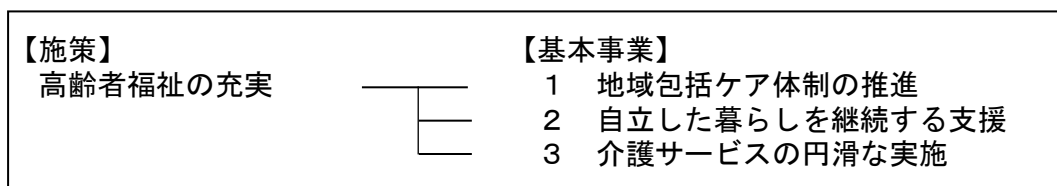
#### (現状)

- 高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、又は家族がいても日中などは一人になる高齢者の増加が見込まれています。
- 令和7年度には高齢者の5人に1人が認知症になるものと見込まれています。

#### (課題)

- 地域の中で多くの住民が役割を持ち、支え合いながら、介護・福祉・医療などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる仕組みづくりが求められています。
- 要介護状態となっても、できる限り自分の住まいで自立した日常生活を営むことができるよう、地域に根ざした介護体制の確立が求められています。
- 利用者の選択に基づくサービス利用を可能にするため、介護サービスの質の向上を図るとともに、利用者本位のサービス提供が求められています。

### 施策の体系



### 施策の方向

- すべての高齢者が生きがいをもって生活できるよう支援します。
- 介護を必要としない人が、将来にわたってその状態を維持できる環境の整備を進めます。
- 介護を必要とする人が住み慣れた地域の中で、必要かつ十分なサービスを受けられる体制の整備を進めます。

#### 【基本事業1】地域包括ケア体制の推進 <<SDGs③⑪>>

- 地域包括支援センターを中核機関として、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、介護、介護予防、医療等のサービスを包括的に切れ目なく提供します。

#### 【基本事業2】自立した暮らしを継続する支援 <<SDGs③⑪⑰>>

- 高齢者の社会参加の促進や介護予防事業の充実による「介護認定を必要としない高齢者の増加」を目指し、効果的な介護予防ケアマネジメント及び自立支援に向けたサービスを展開し重度化予防を推進します。



**【基本事業3】 介護サービスの円滑な実施 <SDGs③⑦>**

○介護サービスの円滑な実施を確保するために、介護認定までの手続きの迅速化に取り組むとともに、利用者の意向を十分に反映したサービスが提供できるよう、事業者間の連携を支援します。

**目標指標**

	指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
施策	①高齢者の暮らしやすさに対する市民満足度	43.7点	43.0点	60.0点
基本事業1	②総合相談件数	72,647件	58,059件	60,000件
基本事業2	③介護予防教室参加者数	1,129人	1,852人	2,350人
基本事業3	④要介護認定の申請から認定に要する日数	—	56日	49日

**【目標値の考え方】**

- ①高齢者の暮らしやすさに対する市民満足度を高めるもの。
- ②介護保険及び介護保険以外の相談等、高齢者に関する総合的な支援相談件数について現状値を維持するもの。
- ③高齢者人口は減少に転じてはいるものの、介護予防推進の観点から第7期事業計画最終年度の指標と同様としたもの。
- ④介護サービスを円滑に提供するため、要介護認定の申請から認定に要する日数を現状値より短縮するもの。

**関連計画**

宮古市高齢者福祉計画・介護保険事業計画



## 第6 子育て支援の充実

### 現状と課題

#### (現状)

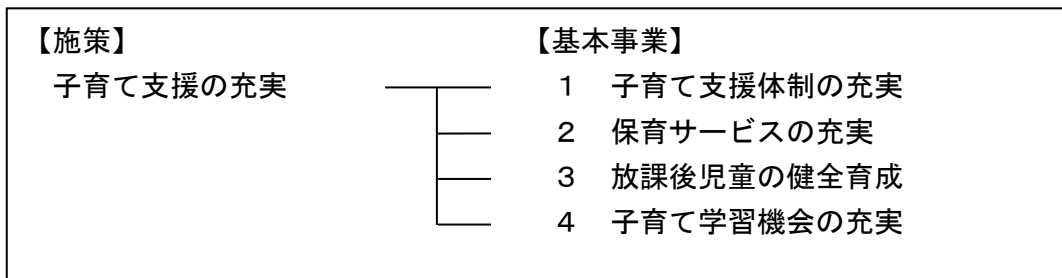
- 少子化の進行及び核家族化、共働き家庭の増加等に伴い、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化するなど、家庭における養育力や地域における子育て力など子育て環境が変化してきており支援を必要としている方が増えています。
- 子どもの成長発達や子育て・保育の困難さについて悩んでいる保護者や支援者がいます。
- 県中央部に比べ、支援者の研修機会が不足しています。
- 働き方改革により、家庭における子育ての在り方が変わってきています。
- 保育所に入所を希望しても、すぐに入所できない待機児童が発生しており、特に3歳未満児に多い状況です。
- 保育士を常時募集していますが、必要な保育士数を確保できない状況です。
- 出産後間もなく若しくは産後休暇明けから子どもを預けて働く世帯が増えており、3歳未満児、特にも0歳児からの保育ニーズが年々高まっています。
- 社会の経済状況が厳しくなり、若い世代が安心して子育てができなくなってきました。
- 老朽化が進んでいる保育施設があります。

#### (課題)

- 親子の交流の場や子ども同士の交流など、多くの人とのふれ合いや体験の機会の拡大が必要です。
- 様々な機会や体験を通じて、親子それぞれが学んでいける取り組みの推進が必要です。
- 身近に相談できる場所の設置や保育現場に即した支援が求められています。
- 質の高い研修機会の提供が必要です。
- 待機児童の解消のため、民間活力の活用も含め、保育所の適正配置等が必要です。
- 臨時・再任用保育士の採用、潜在保育士の活用等による保育士の確保が必要です。
- 子育て世帯の多様なニーズに応じたサービスが必要です。
- 保育や子育てに係る費用など、子育て家庭に対する経済的な負担の軽減が必要です。
- 老朽化が進む保育施設に通う子どもたちのため、安全で快適な保育環境づくりが必要です。



施策の体系



施策の方向

○子育て家庭に対する支援の充実を図るとともに、地域や関係機関等と連携し、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

【基本事業1】子育て支援体制の充実 <<SDGs①②③④⑪⑯⑰>>

- 子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応した相談支援体制の充実を図ります。
- こども発達支援センターにおいて、保護者に寄り添った相談や保育現場への継続した支援とともに、外部講師や関係機関の協力を得て研修機会の提供を行います。
- 国の幼児教育・保育の無償化の実施に併せて、市独自支援で範囲の拡大を行い、保育に要する費用の無償化を行います。
- 乳幼児・小学生・中学生医療費の無料化、国民健康保険税の子どもにかかる均等割の減免など、子育て家庭に対する経済的な負担の軽減を図ります。
- 育児に関する相談や情報交換、親子の交流、仲間づくりなどができる拠点として、子育て支援センター<sup>※1</sup>やつどいの広場<sup>※2</sup>の充実を図り、子育てに対する不安や負担の解消を進めます。

※1 子育て支援センター

子育て中の保護者が交流できる場所を開設し、子育てについての相談、子育て情報の収集、子育て情報提供など子育て全般に関する専門的な支援を行う場所。

※2 つどいの広場

子育て中の保護者が交流できるひろばを開設し、子育てについての相談、子育て情報の提供、助言など子育て全般に関する支援を行う場所。



- 育児に対する支援として、ファミリーサポートセンター事業<sup>※3</sup>など支援事業の充実を図ります。
- 潜在保育士の活用等により保育士の確保を図り、保育士の就労環境の改善を図ります。
- 「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」の設置を目指します。
- 子ども食堂の実施・支援など、子どもの貧困対策の充実を図ります。

**【基本事業2】保育サービスの充実 <<SDGs①③④⑬⑰>>**

- 仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育や病後児保育など多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- 就学前児童数及び保育需要に応じ、認定こども園の整備促進など民間活力の活用も含めた保育所等の適正配置を進め、待機児童の解消を図ります。
- 老朽化が進んでいる保育施設の計画的な整備を図ります。

**【基本事業3】放課後児童の健全育成 <<SDGs①③④⑬⑰>>**

- 日中、保護者が不在となる小学校の児童を対象に、適切な遊びや学習を通して健全な育成を図るため、学童の家<sup>※4</sup>を開設します。
- 放課後児童を対象に、安全・安心な居場所として放課後子ども教室<sup>※5</sup>を開設し、市民のニーズに応える運営を目指します。

**【基本事業4】子育て学習機会の充実 <<SDGs③④⑬⑰>>**

- 乳児期、幼児期、小・中学校期などの子どもの成長に応じたしつけや食育、性教育、子どもとの関わり方などについて学ぶ機会を提供します。
- 学校、地域との連携強化を図りながら、子育てについての学習機会の拡充を図り、子育ての手法が次の世代にも活かされるよう地域ぐるみの家庭教育を支援します。

※3 ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を行える者と当該援助を受けたい者を会員登録し、その会員同士が相互援助活動を行う事業。

※4 学童の家

学習及び遊びの指導を通じて、日日保護に欠ける児童の健全育成を図ることを目的に設置したもの。

※5 放課後子ども教室

放課後に児童が学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施するために設置したもの。





目標指標

	指 標	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
施 策	①子育て環境に対する市民満足度	43.2点	45.1点	60.0点
基本事業1	②子育て支援拠点事業年間利用組数	9,114組	10,954組	11,500組
	③ファミリーサポートセンター依頼会員数	311人	335人	360人
基本事業2	④待機児童数（各年3月現在）	29人	2人	0人
基本事業3	⑤学童の家利用者の満足度	88.3% (H26)	88.2%	91.0%
	⑥放課後子ども教室利用者の満足度	95.0%	97.6%	98.0%
基本事業4	⑦子育てに関する講座の参加者数	5,845人	4,382人	5,300人

【目標値の考え方】

- ①H30市民アンケートで「児童・福祉分野」の最高点が57.6点(保育所や幼稚園が整備されている)であることから、そのレベルを上回ることを目指すもの。
- ②子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場）の充実を図り、利用組数の増加を目指すもの。
- ③多様なニーズに対応できるファミリーサポートセンター事業について、事業の充実を図り、利用者数の増加を目指すもの（H30年度比約10%増）。
- ④保育所入所に係る待機児童が発生している現状から、その解消を目指すもの。
- ⑤学童の家利用者の満足度を高めるもの。
- ⑥放課後こども教室利用者の満足度について、現状維持を目指すもの。
- ⑦事業参加者数の増加を目指すもの（H30年度比約20%増）。

関連計画

第二期宮古市子ども・子育て支援事業計画（R2－R6）



## 第7 障がい福祉の充実

### 現状と課題

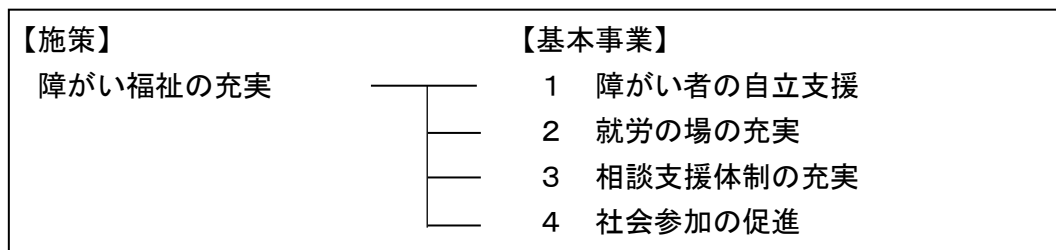
#### (現状)

- 障がい者が住み慣れた地域で生活し社会参加するために必要な個別性・多様性に対応したサービスの提供や、障がい者が自立した日常生活を送るうえで必要な支援の充実が望まれています。
- 障がい者の就労をめぐる環境は厳しく、社会福祉施設での訓練を経ても、一般就労へつながることは難しい現状にあります。
- 家族で解決できない問題や、地域の中で福祉的援助を必要としながら誰に相談したらよいかわからない障がい者がいます。
- 障がいがあったり発達が気になる子どもを育てていくときに誰に相談したらよいか思い悩んでいる家庭があります。

#### (課題)

- 障がい者が各々の能力を活用しながら、自立のための施策と地域での生活の場の状況に応じた支援等を受けられる体制を整える必要があります。
- 働く意欲のある障がい者が可能な限り働けるようにするために、関係機関が連携し、就労に必要な様々な訓練を受けることのできる場を充実する必要があります。
- 障がい者の地域生活を支えるため、地域の身近な相談員と専門の相談窓口が協力し、障がい者のニーズに対応した相談体制の充実を図る必要があります。
- 障がいがあったり発達が気になる子どもを早期療育につなげるために支援体制の充実が必要です。

### 施策の体系



### 施策の方向

- 各年齢層における多様なニーズに対応したサービスの提供により、障がい者の自立を支援します。
- 関係機関との連携により、生活訓練や就労訓練、求職活動など総合的な支援を行い、障がい者の就労機会の確保を図ります。
- 医療・保健・福祉・教育など、関係機関や地域の相談員と連携し、総合的な助言や支援ができる体制づくりを推進します。



- 障がいがあったり発達が気になる子どもとその家族への療育支援を充実させることにより、子どもの健やかな成長と自立を支援します。
- 全ての人が差別や権利侵害を受けることなくともに生きる社会を目指します。

**【基本事業1】障がい者の自立支援 <<SDGs③⑩⑪⑰>>**

- 障がい福祉サービスの必要量の確保に努めるとともに、障がい者が一時的に福祉施設を利用することができるサービスの充実を図ります。
- 一人では公共交通機関の利用が困難な障がい者の移動を支援するサービスの充実を図ります。
- グループホーム、ケアホームなどの整備と、一般住宅への入居を支援するなど、障がい者の住まいの場の確保を図ります。
- 障がい者が成年後見制度を利用しやすくするための支援を推進するとともに、成年後見センターの設置を推進し、障がい者の権利擁護の保護に取り組みます。

**【基本事業2】就労の場の充実 <<SDGs③④⑧⑩⑰>>**

- 障がい者の就労を進めるため、生活訓練に関する事業の充実や職業訓練制度の利用促進を図ります。
- 障がい者の一般企業での就労体験の場が確保されるように、企業に対し働きかけます。
- 障がい者の支援施設等に対する発注機会の拡大を図るため、受注可能な物品や役務等の広報活動を支援します。
- 職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、学校、医療機関など、障がい者の就労支援を実施する関係機関とのネットワークの充実を図り、個々の障がい者に応じた支援を行います。

**【基本事業3】相談支援体制の充実 <<SDGs③⑩⑰>>**

- 障がい者の自己選択や自己決定を容易にするため、役立つ情報を的確に伝え、側面から支援する相談支援体制の構築に取り組みます。
- 必要に応じて、医療、保健、教育、福祉などの関係機関が連携し、迅速な対応ができる相談支援体制の構築に取り組みます。
- 多様な相談ニーズへの対応ができる人材の育成を図るため、研修機会の確保を図ります。
- 障がい者が自ら問題を解決できるよう、ピアカウンセリング<sup>※1</sup>の活用やピアカウンセラーの育成を図ります。



**【基本事業4】社会参加の促進 <<SDGs③⑩⑰>>**

- 障がい者が地域で活動するためのサービスを提供する地域活動支援センター等において、障がいの個別性や年齢層を考慮した多様な事業を展開します。
- 重度心身障がい者の受け入れ態勢を整え、活動の場を確保します。
- 障がい者が気軽に社会参加できる環境づくりと、日常生活におけるコミュニケーションを支援します。

※1 ピアカウンセリング

障がいのある人同士で自分の経験や思いなどを語ったり、相談に乗ったりすること。ピアカウンセリングをサポートする人をピアカウンセラーという。

**目標指標**

	指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
施策	①障がい者の社会参加しやすい環境に関する市民満足度	38.2点	37.8点	60.0点
基本事業1	②地域生活移行者	—	—	11人
基本事業2	③一般就労移行者数	7人	8人	9人
基本事業3	④相談支援事業相談件数	4,113件	8,659件	9,525件
基本事業4	⑤社会参加機会提供数	1,326回	1,607回	1,767回

**【目標値の考え方】**

- ①障がい者の社会参加しやすい環境に関する市民満足度を高めるもの。
- ②施設や病院を退所、退院し、地域で生活することを希望する障がい者全員の地域移行を目指すもの（H30年度末時点の福祉施設入所者118人の10%）。
- ③障がい者の就労を支援する事業の充実に努め、一般企業に就職する障がい者の増加を目指すもの（H30実績の10%増）。
- ④さらなる宮古圏域の相談支援体制の充実ににより相談件数の増加を目指すもの（H30実績の10%増）。
- ⑤障がい者の社会参加機会の増加を図るため、地域活動支援センター等の利用促進を目指すもの（H30実績の10%増）。